

# 宮崎県公報

令和6年3月11日(月曜日) 第 490 号

宮 発 行 褊

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目	次
---	---

示

○県税の期限の延長……… ………(税務課)1

## 公

- 頁 ○土地改良区の役員の退任の届出 (農村整備課) 1
  - ○県営土地改良事業計画の変更………( // //
  - ○県営土地改良事業に係る換地処分………(

## 宮崎県告示第 139号

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という 。)第22条ただし書の規定により、地方税法(昭和25年法律第 226 号) 又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請 求に関するものを除く。) 又は納付若しくは納入に関する期限のう ち、次に指定する地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しく は事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、そ の期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、条例第 62条の2の規定により申告納付すべき自動車税の環境性能割、条例 第62条の3第2項又は第4項の規定により徴収する自動車税の種別 割、条例第85条の規定により徴収する狩猟税並びに地方税法附則第 29条の11及び第29条の12第1項の規定により申告納付すべき軽自動 車税の環境性能割を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延 長する。

令和6年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定地域

富山県、石川県

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、曽木土地改良区(延岡市)の役員の退任について次のとおり届出 があった。

令和6年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役	名		氏	名		住	所
監	事	米	倉	建	男	延岡市北方町曽木子1776番地	

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第88条第1項の規定により

、細野第1地区県営土地改良事業(小林市、県営畑地帯総合整備事 業(担い手支援型))に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類 変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和6年3月11日から令和6年4月9日まで
- 3 縦覧場所 小林市役所農業振興課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変 更」という。) に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の 翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をす ることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、こ の計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる 。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の2第9項の規定に より、鵜毛・籾木地区3換地区県営土地改良事業(日向市、県営経 営体育成基盤整備事業(経営体育成型))に係る換地処分をした。 令和6年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣